

JIMRO「健康経営優良法人 2026(中小規模法人部門)」に10年連続で認定

株式会社 JIMRO は、経済産業省および日本健康会議が共同で選考する「健康経営優良法人 2026(中小規模法人部門)」に認定されました。本認定制度が始まった2017年から10年連続での認定となります。

健康経営優良法人認定制度は、従業員の健康保持・増進を経営課題として捉え、優れた取り組みを行っている法人を顕彰する制度です。

2026年度は、「健康経営優良法人 2026」として、大規模法人部門で3,765法人、中小規模法人部門で23,085法人が認定されました。



JIMROは「革新的な製品を創り出し、人々の健康に貢献する」という理念のもと、社員が健康で意欲的に働ける環境づくりを重要な経営戦略と位置づけています。

経営トップによる「健康宣言」に基づき、生活習慣改善、メンタルヘルス支援、働きやすい職場環境整備など、多岐にわたる施策を継続して実施してきました。

10年連続での認定は、これらの取り組みが長年にわたって組織文化として根付いている点が評価されたものです。

JIMROは今後も、従業員一人ひとりの健康と働きがいを向上させる取り組みを強化し、企業としての価値向上と持続的な成長を目指してまいります。

【参考】

株式会社JIMRO健康宣言(<https://www.jimro.co.jp/company-helth.php>)

【主な取り組み】

	活動項目	内容
健康管理の促進	がん検診の助成	定期健康診断において、「便潜血検査」(毎年)と「ピロリ菌検査を含む胃がんリスク層別化検査」(5年毎)を実施しています。
	特定保健指導	指導プログラムを多様化し、各自に合ったプログラムを選択できます。
	感染症予防	・インフルエンザワクチンの接種に関わる時間を出勤扱いとし、費用は全額補助しています。
健康維持・増進	禁煙対策	施設内の全面禁煙を実施しています。
	社員食堂での取組	・脂肪と糖の吸収を抑える特定保健用食品を食堂で販売しています。 ・食事のカロリー表示をしています。 ・白米の一部にマンナン(こんにやく由来成分)を混ぜたカロリーの少ない主食を選択できます。
	メンタルヘルス対策	相談窓口の設置、また社内のネットワークから容易にセルフケアが可能です。
働きやすい環境の整備	病気の治療と仕事の両立支援	・年次有給休暇の他に失効した有給休暇を傷病治療に利用できます。 ・傷病治療休職から復職後に収入が減った場合の収入サポート制度があります。
	長時間労働の是正	時間外勤務・休日勤務は上司の事前承認制です。
	有給休暇奨励	夏季や年末年始等に有給休暇の取得奨励日を設定し、長期休暇取得が可能です。